

1. 大分県森林環境税の概要

大分県森林環境税とは

「森林環境の保全」、「県民で森林を守り育てる意識の醸成」を目的とした税金

- ・平成18年4月から導入
- ・1期 / 5年間 を単位に運営する。R7年度で第4期目最終年度を迎える。
- ・税額：個人…年額 500円（個人県民税均等割額に加算）
法人…1,000円～40,000円（法人県民税均等割額の5%相当額を加算）

【第4期（R3年度～R7年度）の活用方針】

大テーマ：大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代へ

柱Ⅰ…県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり

- ・道路沿いの危険木（倒木の恐れのある樹木）の事前伐採
- ・豪雨等で発生した海上の流木の除去 等

柱Ⅱ…森林資源の循環利用による地域活性化

- ・“低コスト再造林”（植樹密度を低することでコスト削減する造林手法等）の促進
- ・荒廃竹林整備、竹産業の振興 等

柱Ⅲ…森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組

- ・森林ボランティアの活動支援
- ・森林・林業教育、林業の担い手育成の取組 等



森林づくりマスコット
キャラクター

もりりん

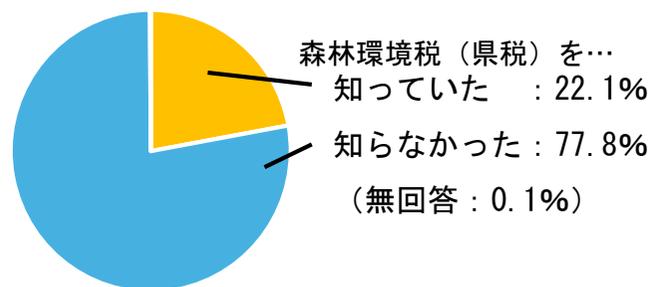
2. 本業務（県森林環境税広報事業に係るWeb広告等作成・出稿契約）について

（1）業務目的

「大分県森林環境税」の概要・活用方法を周知し、同税に関する県民の認識や理解を高め、同税に関する意見を得る。

（2）背景① 認知度の不足

・R6年度に実施した「大分県森林環境税」に関する意識調査（回答数：787）によると、森林環境税（県税）の県内認知度は約22%と、十分に存在が認知されているとは言えない。



・特に、20歳代男女の認知度は約7%。

県内の20歳代前後の若者を中心に、森林環境税（県税）の認知度を向上※する必要がある

（2）背景② パブリックコメントの実施

- ・同税は1期/5年間を単位に運営しており、R7年度は第4期目の最終年度。
- ・令和7年10月頃、令和8年度以降の大分県森林環境税について、県民意見の募集（パブリックコメント）を実施する予定。

本業務における広報によって、県民からより多く、多様な意見をだしてもらおう

※パブリックコメントは県HPで募集予定。

（3）背景③

従来の広報活動実績

- ・チラシ、パンフレット
- ・着ぐるみの派遣
- ・新聞広告
- ・Facebookの運営

※“認知度を向上”とは、より多くの県民が以下の3点を認識している状態をつくること。

- ①大分県森林環境税が徴税されていること
- ②同税の納税方法等の仕組み
- ③同税の活用方法

2. 本業務（大分県森林環境税広報事業に係るWeb広告等作成・出稿契約）について

(3) 主な業務内容

※令和7年度県森林環境税広報事業に係るWeb広告等作成・出稿委託仕様書（以下「仕様書」）3の（4）（5）に関する部分のみ記載

①情報発信コンテンツの制作

下記の必須コンテンツを作成するほか、広告効果をより向上するために必要なコンテンツを作成。

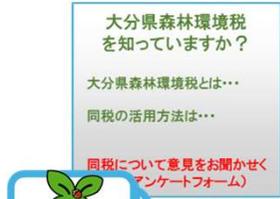
(ア) 広告用動画 ・5～15秒



・大分県森林環境税 について簡潔に概要・活用方法を伝えるもの。

コンテンツに使用する画像素材等は適宜県から提供可能。

(イ) LP

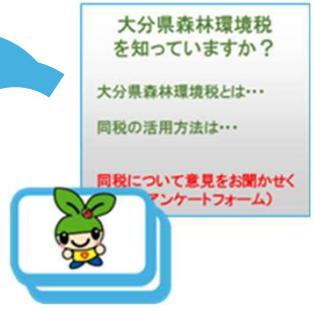


- ・大分県森林環境税の詳細情報
- ・同税に関するアンケートフォーム
- ・県HPへのリンク（パブコメ実施を周知）
- …上記内容のもの



②広報運用計画※仕様書に定めるものに基づいた広告の運用管理

- ・各種SNS
- ・検索広告
- ・（必要に応じて）アナログ媒体



・広報運用計画に基づいて、事業の最大化を図るよう広告を実施。

【留意事項】

- ・広報期間は、少なくとも令和7年10月1日～令和7年10月31日を含む。
- ※上記の期間は、先述のパブコメの実施期間を想定している。

(参考)



↑大分県森林づくりマスコットキャラクター もりりん



↑（左）森林環境税チラシ （右）森林環境税パンフレット 表紙

※上記を含むすべての業務内容、上記を実施するうえで達成すべき目標等は、仕様書に基づく。

参考 森林環境税(県税)と森林環境税(国税)の区別について

- ・令和6年4月から国税の「森林環境税」(以下、森林環境税(国税))の徴収が開始された。
- ・森林環境税(国税)の税収の100%が都道府県・市町村へ譲与され、森林整備等に活用される
- ・森林環境税(県税)と森林環境税(国税)は活用上、区別されている。

森林環境税(県税) H18年度～

所有者(個人・法人)による森林整備を支援

森林資源の循環利用を促進

- 課税額 個人 500円/年
企業 1,000～40,000円/年

○税の活用

- ① 森林資源の循環利用
- ② 安全安心の森林づくり
- ③ 森林づくり意識の醸成



森林環境税(国税) R6年度～

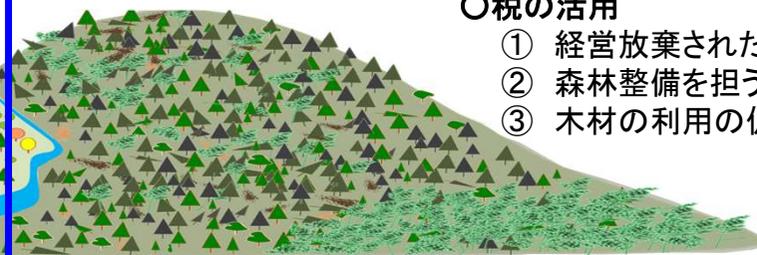
市町村による森林整備を推進

経営放棄森林の環境改善を推進

- 課税額 個人 1,000円/年 (R6から徴収開始)

○税の活用

- ① 経営放棄された森林の整備
- ② 森林整備を担う人材の育成・確保
- ③ 木材の利用の促進、普及啓発



大分県森林環境保全基金

○主な用途

- ① 森林資源の循環利用
 - ・経費を抑えた再造林の推進
 - ・県公共施設の木造・木質化
- ② 安全安心の森林づくり
 - ・災害に強い森林づくりの推進
 - ・シカ被害対策の推進
- ③ 森林づくり意識の醸成
 - ・森林ボランティア活動の支援
 - ・森林・林業教育の推進



森林環境譲与税(H31～、市町村・県)

国が森林環境税を市町村・県へ譲与※H31から運用開始

○主な用途

市町村

- ① 経営放棄された森林の整備
 - ・経営放棄された森林の間伐など
- ② 森林整備を担う人材の育成・確保
 - ・担い手の就業環境の改善
- ③ 木材の利用の促進、普及啓発
 - ・市町村公共施設の木造・木質化
 - ・上記推進に向けた普及啓発

県(市町村の支援等)

- ・市町村担当者等への研修
- ・市町村への事業構築支援
- ・森林資源情報の精度向上
- ・即戦力となる現場技能者育成
(おおいた林業アカデミー)
- ・木材利用アドバイザー設置